

令和7年9月22日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県特定最低賃金について、審議を尽くした結果、下記の広島県特定最低賃金について改正決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金
- 2 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- 3 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 4 広島県自動車小売業最低賃金